第１０４号議案

第百四号議案

江戸川区篠崎児童発達支援センターの指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和八年十一月二十四日

提出者　江戸川区長　斉藤　猛

江戸川区篠崎児童発達支援センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区篠崎児童発達支援センターの指定管理者を次のように指定する。

名称		江戸川区篠崎児童発達支援センター
指定管理者	所在地	市川市富浜二丁目一二番一八号　ＫＩＹビル二階
	名称	株式会社エルチェ 代表取締役　今井　良行
指定の期間		令和九年四月一日から令和十四年三月三十一日まで

（説明）

令和九年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの江戸川区篠崎児童発達支援センターの指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。